

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 16 年 3 月 31 日・東京都条例第 62 号

1 概要

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 15 年政令第 505 号）の施行による食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）の改正に伴い、規定を整備するものである。

具体的には、次のとおり引用する政令の条項を改める。

(1) 第 131 条（音響機器等の使用制限）

旧	新
食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号） <u>第 5 条第 1 号</u>	食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号） <u>第 35 条第 1 号</u>
食品衛生法施行令 <u>第 5 条第 2 号</u>	食品衛生法施行令 <u>第 35 条第 2 号</u>

(2) 別表第 10（深夜制限営業）

旧	新
食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号） <u>第 5 条第 1 号</u>	食品衛生法施行令 <u>第 35 条第 1 号</u>
食品衛生法施行令 <u>第 5 条第 2 号</u>	食品衛生法施行令 <u>第 35 条第 2 号</u>

2 施行期日

公布の日（平成 16 年 3 月 31 日）

3 問い合わせ先

環境局環境改善部計画課計画係

直通電話 03(5388)3481

都庁内線 42-325